



2026年8月14日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳
(コード番号：8129 東証プライム市場)
問合せ先 専務執行役員 経営戦略本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分申立てに関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、当社が2025年10月31日付で導入した「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）として、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）、3Dが投資一任運用サービスを提供するとされる Citco Trustees (UT) Limited（以下「CTL」といいます。）及びCTLを受託者とするとして CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND- II（以下、3D及びCTLと総称して「本大規模買付者」といいます。）が、本大規模買付行為等（3Dが2026年1月16日付で提出した当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書に記載された本大規模買付者による大規模買付行為等を行います。）を行った場合に、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）の決議を行うことをご承認いただいております。

本新株予約権無償割当てについて、当社の株主から新株予約権無償割当ての差止めの仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされ、本日、本申立てに係る申立書（以下「本申立書」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

本株主総会において承認を受けた本新株予約権無償割当てに対し、下記の当社の株主が東京地方裁判所に本申立てを行い、本日、当該裁判所から本申立書を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	3DWH・オポチュニティー・マスター・OFC-3DWH・オポチュニティー・ホールディングス
-----	----	---

(2)	所在地	香港特別行政区、香港島中環、ワインダム・ストリート 29 番、LFK ビル 15 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表者取締役 ジョン・ナイト・エヴァンス・カーライオン
(4)	所有株式数（所有割合）	2,400 株（3.67%）

（注）「所有割合」とは、当社が 2026 年 8 月 5 日に公表した 2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（73,025,942 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（7,673,770 株）を控除した株式数（65,352,172 株）に対する割合をいい、小数点第三位以下を切捨てて記載しております。

3. 本申立てがあった年月日

2026 年 8 月 13 日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

本新株予約権無償割当て

(3) 本申立ての理由

当社が本新株予約権無償割当てを行うことは、株主平等の原則に違反するとの法令違反（会社法 247 条 1 号）及び著しく不公正な方法によるもの（同条 2 号）に該当するため。

5. 今後の見通し

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議を行ったという事実はなく、また、本大規模買付者が、本大規模買付行為等を行った場合に、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、本新株予約権無償割当ての決議を行うことについては、本対応方針に従い株主の皆様にご承認いただいております。したがって、本申立てには理由がないと考えております。

本申立てに係る状況につきましては今後適時に開示してまいります。

以上